

告示

埼玉県告示第五百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、神扇土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年四月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住	所
理事	船川由孝	埼玉県幸手市	大字神扇千五百七十番地
同	後上孝	同	同 千五百五十三番地
同	澁谷秀夫	同	同 千五百九十七番地
同	後上正一	同	同 千五百二十六番地
同	日下部守	同	同 千六百一番地
同	小林茂	同	同 千五百十六番地
同	後上秀也	同	同 平須賀千百七十九番地一
同	新井晴夫	同	同 平須賀一丁目二百四十四番地一
監事	小沼一	同	同 六十四番地
同	後上勝太郎	同	大字神扇千四百八十二番地
同	内田清次	同	同 神扇千五百三十一番地

二 退任

職名	氏名	住	所
理事	船川由孝	埼玉県幸手市	大字神扇千五百七十番地
同	秋葉孝之	同	同 三百六十五番地七
同	澁谷秀夫	同	同 千五百九十七番地
同	後上精一	同	同 千五百二番地
同	吉田栄	同	同 千五百三十三番地
同	吉田京一	同	同 同 千六百五番地
同	小林考次	同	同 平須賀千八百十一番地
同	新井和義	同	同 平須賀二丁目五百四十番地二
監事	金沢正一	同	大字神扇千五百四十七番地
同	後上勝太郎	同	同 同 千四百八十二番地
同	小沼一	同	同 平須賀一丁目六十四番地